

## 平成21年度消費者庁政策評価実施計画

平成 22 年 3 月 31 日  
消費者庁長官決定

「行政機関が行う政策評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

### 2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の(1) 基本計画の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及びその評価の方法は、別紙のとおりとする。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)は該当がない。

### 3 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 23 年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	
評価方式	実績評価方式	
担当課	政策調整課	
基本目標	消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行い、消費者の立場に立った政策を推進する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁に対して、適切かつ迅速な措置要求・要請 【参考指標】 関係省庁に対する措置要求・要請等の件数</li> <li>・ 消費者政策担当課長会議等の開催回数</li> </ul>	<p>関係省庁に対して、適切かつ迅速な措置要求・要請を行う。</p> <p>年4回</p>

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	企画課	
基本目標	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「消費者基本計画」の策定</li> <li>【参考指標】</li> <li>・新たな「消費者基本計画」策定期間</li> <li>・意見募集の実施回数</li> <li>・寄せられた意見を反映させた施策数</li> </ul>	国民からの意見を適切に反映し、年度内に計画を策定する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適格消費者団体の認定申請から申請に対する処分までの期間</li> </ul>	90日以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体訴訟制度に対する理解・浸透の向上</li> <li>【参考指標】</li> <li>・消費者団体訴訟制度広報資料（ポスター、パンフレット）配布部数</li> </ul>	制度の理解・浸透の向上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護制度に対する理解・浸透の向上</li> <li>【参考指標】</li> <li>・公益通報者保護制度説明会・研修会等の出席者アンケートにおける肯定的評価の割合</li> </ul>	法制度の理解・浸透の向上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育ポータルサイトの利用状況</li> <li>【参考指標】</li> <li>・消費者教育ポータルサイトのデータ数</li> <li>・消費者教育ポータルサイトのアクセス数</li> </ul>	ポータルサイトの利用数増
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議等における報告数・配布数</li> </ul>	出席会議の3割以上

政策分野： 消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	個人情報保護に関する施策の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	企画課個人情報保護推進室	
基本目標	個人情報保護に関する施策の推進により、個人の権利利益を保護し、国民が安心して I C T（情報通信技術）の利便を享受できる社会の実現を目指す。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上</li> <li>【参考指標】</li> <li>・ パンフレット配布部数</li> <li>・ 法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布</li> <li>・ 説明会・講演会の参加者数</li> <li>・ 説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合</li> <li>・ 国際会議等における報告数・配布数</li> </ul>	<p>法制度の理解・浸透の向上</p> <p>出席会議の 3 割以上</p>

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	一元的な消費者情報の集約・分析	
評価方式	実績評価方式	
担当課	消費者情報課	
基本目標	消費者庁に寄せられた消費者事故等に関する情報を集約・分析し、庁内及び関係省庁で情報共有するとともに、必要に応じて関係行政機関、地方公共団体等に情報提供して公表する。また、消費者の利益の擁護及び増進に資する情報を適切に消費者に対して提供する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法第 12 条の規定により通知された消費者事故等の発生に係る情報の共有(庁内・関係省庁)頻度</li> <li>・消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の共有(庁内・関係省庁)頻度</li> <li>・国民生活センターとの情報共有会議の開催数</li> <li>・情報検討ネットワーク検討会(実務経験者との意見交換)の開催数</li> <li>・消費者に対する情報の提供</li> </ul> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に対する注意喚起件数</li> <li>・消費者庁 HP へのアクセス数</li> </ul>	<p>毎日</p> <p>毎日</p> <p>毎月2回</p> <p>2ヶ月に1回</p> <p>適切な情報提供を行う</p>

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	地方消費者行政の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	地方協力室	
基本目標	消費生活の現場を支えるとともに、国との協働が求められる地方消費者行政の強化について、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方で消費者行政に携わる現場担当職員等との意見交換回数</li> <li>・消費者ホットラインの運用状況</li> <li>【参考指標】</li> <li>・消費者ホットラインの利用件数</li> <li>・消費者ホットライン人口カバー率</li>   <li>・地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの推進</li> <li>【参考指標】</li> <li>・「地方消費者行政活性化基金」事業計画作成自治体数</li> <li>・消費生活センターの設置数</li> <li>・消費生活相談員数</li> </ul>	<p>60回</p> <p>消費者の利便に資するよう消費者ホットラインを運用する。</p> <p>地方消費者行政を充実・強化する。</p>

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	消費者の安全確保のための施策の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	消費者安全課	
基本目標	消費者安全法（生命・身体分野に関するものに限る）、消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に寄せられた情報の適時適切な公表、家庭用品の品質に関する表示の適正化を通じ、消費者の安全・安心の確保に努める。また、関係行政機関の事故情報を一元化する「事故情報データベース」を関係機関内で運用開始し、事故情報解析の情報基盤を構築する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく情報（生命・身体分野に関するものに限る）の公表頻度</li> <li>・消費生活用製品安全法に基づく情報の公表頻度</li> <li>・消費者安全法に基づく情報（生命・身体分野に関するものに限る）の公表の迅速性</li> <li>・消費生活用製品安全法に基づく情報の公表の迅速性</li> <li>・「事故情報データベース」の運用開始</li> <li>・「事故情報データベース」の参画関係機関数</li> <li>・家庭用品品質表示法の厳正な執行</li> </ul> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行件数</li> <li>・処理期間</li> </ul>	<p>毎週1回</p> <p>毎週2回</p> <p>特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内</p> <p>特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内</p> <p>12月より運用開始</p> <p>10機関以上</p> <p>家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処する。</p>

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	消費者取引対策の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	取引・物価対策課	
基本目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、経済産業局と密接に連携しつつ、悪質業者に対する行政処分を厳正に行う。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>国とともに特定商取引法の執行を担う都道府県について、より一層の体制強化を図るため、人材強化、情報共有化、執行の連携等を進めることなど必要な支援・協力をを行う。</p> <p>割賦販売法、貸金業法、宅建業法、旅行業法により主務大臣が行う行政処分について、協議、意見陳述等を通じ、消費者保護が十全に図られるよう、的確に対応する。</p>	
	測定指標	目標値
	<p>・ 特商法等所管法律の厳正な執行</p> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分件数</li> <li>・ ISP 通報件数</li> <li>・ 金融庁への情報提供件数</li> </ul>	<p>特商法等所管法律の違反に対し、厳正に対処する。</p>



政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	物価対策の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	取引・物価対策課	
基本目標	<p>公共料金への関与などを通じ、物価の安定対策に取り組む。</p> <p>また、物価に関する基礎的な調査を行い、それを消費者に対し情報提供することにより、消費者の物価に対する理解を促す。</p>	
	測定指標	目標値
	<p>・消費者への物価に関する情報提供</p> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共料金の窓 HP へのアクセス数」</li> <li>・「公共料金の窓 HP へのデータ登録数」</li> <li>・「物価情報ネットワーク HP へのアクセス数」</li> <li>・「物価情報ネットワーク HP へのデータ登録数」</li> </ul>	前年度比増

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	消費者表示対策の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	表示対策課	
基本目標	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、一般消費者の利益を保護する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景品表示法の厳正な執行</li> <li>【参考指標】</li> <li>・ 違反事件の処理件数</li> <li>・ 違反事件の処理期間</li> </ul>	景品表示法違反に対し、厳正かつ迅速に対処する。

政策分野：消費者政策

政策名	消費者政策の推進	
施策名	食品表示対策の推進	
評価方式	実績評価方式	
担当課	食品表示課	
基本目標	食品表示に関しては、JAS 法、食品衛生法及び健康増進法に基づく表示規制を消費者庁が一元的に所管することとなったことから、これら食品表示に係る規制に関する法律について、一元的な解釈・運用を行うことにより、消費者がメリットを実感できる行政を推進する。	
	測定指標	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示制度の普及・啓発のためのパンフレット作成</li> <li>・食品表示に係る一元的な相談対応</li> <li>・法律の厳正な執行</li> </ul> <b>【参考指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理件数</li> <li>・ 処理期間</li> </ul>	2件 月平均 1,000 件 違反に対し、厳正に対処する。